

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構  
事業運営会議規程

2022年2月14日制定

(設置)

第1条 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構会則第10条の規定に基づき、事業運営会議を置く。

(協議事項)

第2条 事業運営会議は、次の重要事項を協議・決定する。

- (1) 事業運営方針，事業計画に関する事。
- (2) 研修受講料，認定受審料に関する事。
- (3) 研修の実施に関する事。
- (4) 審査・認定に関する事。
- (5) その他重要事項に関する事。

(組織)

第3条 事業運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 関係団体から推薦された者
- (2) 研修委員会委員長
- (3) 認定委員会委員長
- (4) その他議長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 事業運営会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、機構長が指名する者をもって充てる。
- 3 副議長は、議長が指名する者をもって充てる。
- 4 議長は、事業運営会議を招集し、その議長となる。
- 5 議長に事故があるときは、副議長が議長の職務を代行する。

(会議)

第6条 事業運営会議は、委員の過半数をもって成立するものとし、議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(事務)

第7条 事業運営会議の事務は、この法人の事務局が行う。

附 則

- 1 この規程は、2022年2月14日から施行し、2022年1月25日から適用する。
- 2 当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、2024年3月31日までとする。